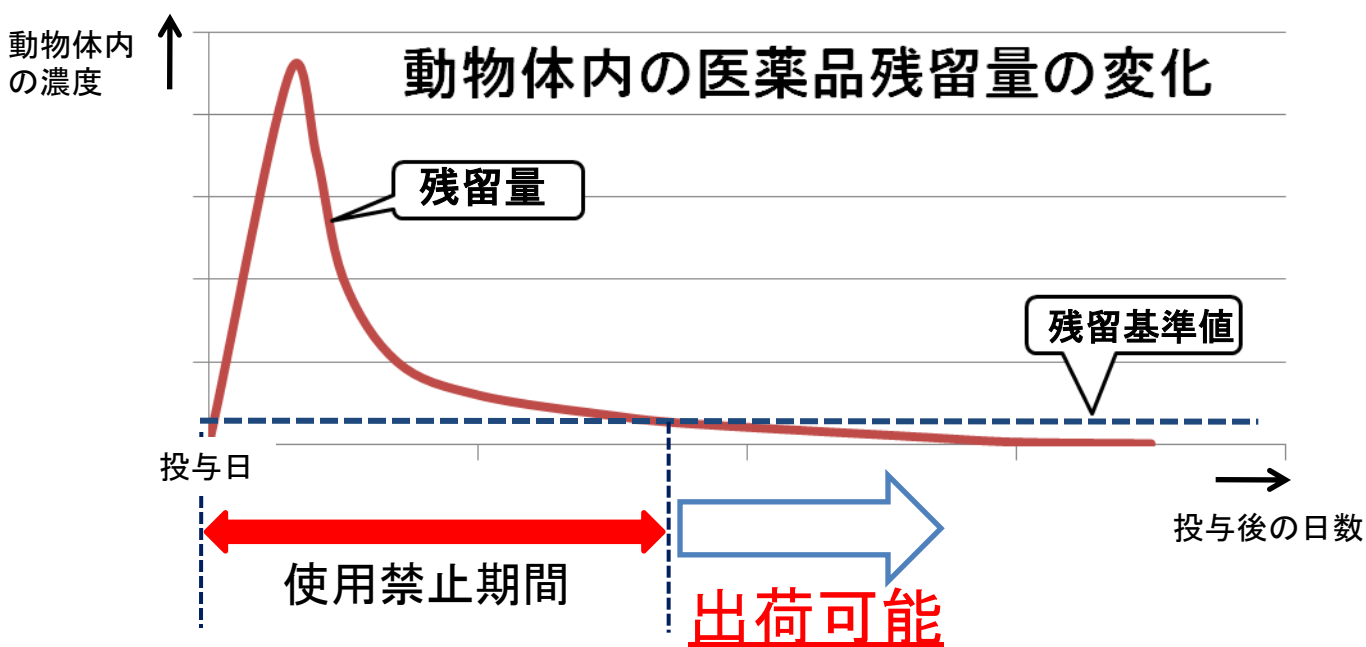


使用禁止期間のある薬は 使用基準を守り、正しく使いましょう

◆使用禁止期間の定められた動物用医薬品は、使い方、使用量、使用禁止期間などの使用基準を守って使用しなければいけません。

◆使用基準を守らないと・・・

出荷した乳・肉・卵・蜂蜜に医薬品が残留基準値を超えて残留した場合、回収や廃棄の対象となります。

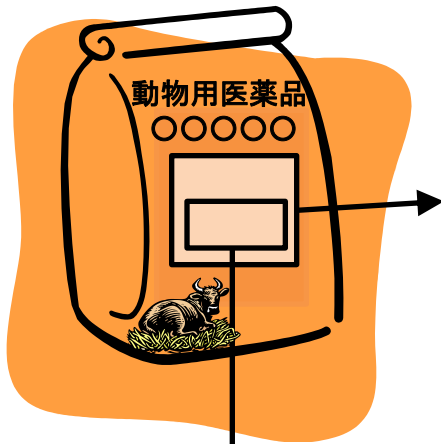


使用基準を守って使用すれば、食べても問題のない畜産物が出荷できます。

使用禁止期間や投与方法を守らなかった事例

- ・ 出荷前の豚に抗生剤の入った飼料を誤って投与したため、豚肉2tを回収した(損害は農家が負担)。
- ・ 抗生剤を専用飼料に添加しなかったため蜂蜜に残留し、蜂蜜3tを回収した(損害は農家が負担)。

使用基準の確認と使用の記録



使用基準は、囲み枠に記載
(裏面に記載の場合もあり)

<表示例>

動物用医薬品 ○○○○○(商品名)
効能・効果
牛：牛の内部寄生虫および外内部寄生虫の駆除

用法・用量(例)

**体重1kg当たり 製品○
mgを○日間飼料に均一に
混ぜて投与する。**

注意－使用基準の定めるところにより使用する
こと

注意：本剤は薬事法第83条の4の規定に基づき上記の用法及び用量を含めて使用者が遵守すべき基準が定められた医薬品ですので、使用対象動物(牛)について上記の用法及び用量並びに次の使用禁止期間を遵守してください。

牛：食用に供するために**と殺する前○日間**

対象動物

使用禁止期間

医薬品を使用したら、使用記録を付けて保管しましょう。

①使用年月日、②使用場所、③対象動物、④薬品名、⑤用法・用量、⑥出荷可能日

医薬品の使用に問題がないことの証拠になります。

獣医師の発行した動物用医薬品指示書や出荷制限期間
指示書がある場合は、使用記録と一緒に保管しましょう。

不明な点は飛騨家畜保健衛生所にお問い合わせ下さい。
高山市上岡本町7-468 TEL:0577-33-1111(代)、
FAX:0577-32-9019、メール:c24508@pref.gifu.lg.jp